

第12回川崎市総合計画策定検討委員会 議事録

日 時 平成16年7月6日(火) 午後6時05分 ~ 午後8時42分

場 所 いさご会館 第6・7会議室

出席者 委員 大西委員、辻委員、加藤(仁)委員、村田委員、柳川委員
中村ノーマン市民委員、松崎市民委員、伊中市民委員
阿部市長、東山副市長、鈴木副市長、砂田総務局長、糊澤財政局長
高阪市民局長、太田市民局地域生活部長

事務局 北條総合企画局長、三浦企画部長、瀧峠企画調整課長、土方政策部主幹

- 議 題
- 1 地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくり
 - 2 基本構想素案に向けて
 - 3 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 14名

議事

瀧峠企画調整課長

それでは、定刻を少し過ぎておりますけれども、第12回総合計画策定検討委員会を開催させていただきたいと存じます。

議事に入ります前に、事務連絡を少しさせていただきたいと存じます。前回は申し上げましたけれども、省エネ対策ということで、職員の方はノーネクタイということにさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、本日の会議につきましても、公開でございますので、マスコミの方々、あるいは傍聴の方々もいらっしゃると思いますので、よろしくお願いいたします。

また、速記録につきましても、業者の方をお願いしております。

それから、本日の会議の出欠でございますが、内海委員、加藤三郎委員、島田委員、それから三浦委員からそれぞれ所用によりご欠席の旨、ご連絡をいただいております。

それと、本日は総合計画の市民会議から3名の委員の方が参加をされておりますので、ご紹介をさせていただきます。

中村ノーマン委員でございます。

伊中委員でいらっしゃいます。

松崎委員でいらっしゃいます。

それから、本日のテーマに合わせまして、市の方からも関係の職員を同席をさせていただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。

市民局の高阪局長でございます。

同じく市民局の地域生活部の太田部長でございます。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきたいと存じますが、お手元に資料の1ということで、タイトルといたしましては、「参加と協働による市民自治のまちづくり」という左上にタイトル一枚ものがございますがでございます。

それから、資料の2は、その関連の資料でございます、6ページの資料でございます。

それから、資料の3が、タイトルは中間報告からの基本政策の変更点ということで一枚の資料でございます。

それから、総合計画の策定検討委員会の議論内容というタイトルで、資料4でございますが、-1までということで、少し枚数のある資料でございますけれども、これが資料の4でございます。それから、参考に中間報告における基本目標と基本政策の関係図ということで一枚ものの資料をおつけしてございます。

資料は以上でございます。

事務連絡は以上でございますので、議事進行につきまして、委員長さんよろしくお願いたします。

大西委員長

それでは、第12回の策定検討委員会を開催いたします。

きょうの議題は、中間報告で示された基本政策の枠組みの中で、最後の一つということもありますが、「地域の魅力が輝く自治と風格のまちづくり」というテーマで、これが「参加と協働によるまちづくり」ということで少しタイトルを変更して提案するという格

好になっていますので、その経緯を含めて事務局の方で説明をお願いいたします。

瀧峠企画調整課長

資料1について説明

土方政策部主幹

資料2について説明

大西委員長

どうもありがとうございました。

中間報告のときに、「地域の魅力が開く自治と風格のまちづくり」としていたのを、文化とか、あるいは多摩川の水辺空間というようなところを一つ独立させて、片方できょうの「参加と協働による市民自治のまちづくり」という、この話はひとつ、一まとめにしようという方がわかりやすいのではないかということで、きょうはその二つに分かれた一つについて説明してもらったわけです。

ここについては、今の説明の中にもありましたけれども、特に途中で出てきた区行政改革については、辻先生にご尽力いただいているということなので、その補足のご説明含めて、きょうのテーマについてちょっとご意見がありましたら。口火を切っていただいて...
...

辻副委員長

今、事務局の方から説明がありましたので、むしろ皆さんの方から意見が出された後でコメントした方がいいのかもしれないと思うのですが、大きな流れから言いますと、今までも川崎市は一生懸命自治については努力をしてきたというふうに私は認識しています。

しかし、今回、改めて参加と協働による市民自治のまちづくりということを大きな一つに掲げてやるというのは、やはり今までの努力の仕方とは少し違う角度でもう一度やらなければならないという状況になってきているのではないかというふうに思うのですね。とりわけ区役所の重要な機能としましては、今までは窓口機能ですとか、それからいろいろ

な内部事務を処理するというところがメインだったわけですが、今、非常に急速な流れでIT化とか、民間委託というのが進んできまして、いわゆる事務処理をする拠点というものから、まちづくりを担う拠点というところに大きく変えていかなければならないのではないかということがこの総合計画、十年間における一番のねらいではないかというふうに思っています。

その結果として、区で一律な行政というよりも、いい意味での個性、多様化、それから区単位でのモデル事業、そういうようなものを、適宜、区単位で実験していけるような、そういうようなシステムをつくっていきたいというのが、この大きな流れであるというふうに理解しております。

以上です。

大西委員長

それでは、このテーマについて意見交換をしたいと思いますので、ご発言よろしく願いします。

こちらのお二人がおくれているので、こういう感じで議論しないと……。

いかがでしょうか。

柳川委員

辻先生のお話の中にもありましたが、区としての特性、個性を生かしていくという前提としては、やはり区民の参加、あるいは意見を幅広く吸い上げていくという前提があるかと思いますが、きょうも出ております資料の4ページ目ですが、区民会議の設置と、こういう項目がありますけれども、これは以前に比べてどういう点に改革を加えながら運営していこうという計画なのか、その辺のところをご説明願います。

土方政策部主幹

実は、今回の区民会議の設置ということで、区行政改革検討委員からご提言をいただいております内容についてなのですけれども、ちょうど今回の地方自治法の改正がつい先日ございまして、いわゆる市町村に地域自治区という、ある意味では住民の意見を反映をさせながら自治を進めていくという趣旨で、地域自治区を設けることができるという改正がございました。さらには、その地域自治区には、いわゆる地域協議会というものを置くこ

とができるというふうにされておりました、特に指定都市の場合には、行政区、いわゆる川崎で言うと七つの区ごとに、区地域協議会というものを置くことができるというふうにされております。

実は、今回のご提言の内容は、この自治法の改正に伴って、区地域協議会を活用いたしまして、区民会議というものを設置することができないかというご趣旨のご提言でございます。これまでも区におきましては、例えば区のまちづくりに関して、現実にその区役所の中で区政推進会議であるとか、まちづくり推進組織などの組織がございまして、それぞれに区民の方にご参加をいただきながら、課題の解決に取り組んでいただいているところでございます。

そういった意味では、この区地域協議会は、実はそれをもう少し充実をさせていくという基本的な考え方でございまして、これまでで申し上げますと、各区では、いわゆる区づくり白書の策定以来、地域の課題を区民の方自ら解決をしていこうというような動きがあったわけですけれども、もう少し区の自立性を高めていくということになりますと、先ほども区の予算の確立の件ですとか、ある意味では、区長さんの権限をもう少し強化していこうというようなことがございまして、そういったものに基づいて、具体的に区民の方に幅広く入っていただいて、そういった内容について検討をいただくという場が必要になってくるであろうということでございます。

したがって、今既存の組織との関係の整理等について今後きちっと進めていかなければならないというふうに思っておりますが、そういった趣旨で区民会議というものを設置をしていこうという考え方でございます。

伊中委員

質問なのですけれども、このやはり区民会議のところなのですけれども、6ページの資料の地域住民の総意に基づく自治を实践する区役所の項の9のところには区民会議の設置がありまして、具体的には町内会、自治会などの地域を代表するもの、活動分野別の区民代表、公募による云々と書いて、市議員も県議員もここに含まれると書いてあります。で、要するにこの区民会議の構成メンバーの選び方の民主的な信頼度というのでしょうか。あるいは、住民の側のその人たちに対する信頼関係の納得度というのを図られるとすれば、これは選挙で選ばれた市議員が入るということでは納得性が高いのかもしれないのだけれども、町内会、自治会というのが、今非常に形骸化してしまっていて、例えば私の身近な例

で恐縮なのですがけれども、高津区におけるお母さんのおかげの跡地の利用に関して、地域の協議会をつくろうかという話になってくるときに、町内会の人たちにみんなでちゃんと考えて決めましょうよというふうな話をもちかけていくと、いや、町内会はそういうところに責任を負いたくないと、町内会長が言ったりするのです。

新しいマンションができて、新しい住民が町内会に入るときとか、新しいマンションの自治会をつくったりするときも、町内会に所属しないまま、マンションの自治会が構成されたりするという中で、果たして町内会、自治会の人たちが地域を代表するものと言えるのかどうかというところに対して、私は非常に疑問に思うところがあります。

で、区民会議は非常に身近なものを決定するところですから、その構成メンバーに対する信頼度が高くないと、決定に対して住民は納得していけない。非常に身近で大事なことを決めていくことになろうかと思しますので、ぜひこの区民会議の設置の項に関しましては、明らかに例えば市長が任命するという 項におきましても、どういう意味で市長が任命するのかという、この民主的な決定のことがはっきりと入るような考え方を打ち出していただきたいと思います。

松崎委員

私も同じなのですね。町内会、自治会というのは、どうしても行政と一緒にやると取り込まれてしまうというか、だんだん意見が言えなくなる人がふえてくるというのと、いろいろ見てみますと、今までのどうしても要求団体みたいなものが増えてきて、市民の方の勉強不足というのもすごくあると思うのですけれども、もっと情報を公開していただかないと市民が育っていないのですね。川崎はどうも市民を育てるのが少し下手なのではないかなと思ってしまうのですけれども、そういうところをもっと情報等を公開していただいて、市民と対等に議論できるような市民が今、伊中さんが言われたように、民主的に選ばれていかないと、どうしても無理だと思うのですね。

昔、クウォーターリーという雑誌が川崎市が出していらっやった。無料だったのは問題だと思うのですけれども、あれはよく市を紹介して、対等な立場で批判も出ていたと思うのですね。そういうものがあると、とても市民としても勉強できたと思うのですけれども、今、そういうのがなくて、広報紙も一方的に市の行政のいいところだけを紹介しているようなふうにはしか見えない。そうすると市民がなかなかものが見えなくなってくると思うのです。

この間、市民会議の委員の中に、福祉の方がいらして、イギリスは市長室の隣に障害者の方がいらして、まず広報紙をつくったら、障害者の方々に見ていただいてから、配るといふふうに話を聞いたときに、ああやっぱりさっき辻副委員長が区役所が事務処理からまちづくりに変わったと言われると、そういう基本的なところから、福祉を大事にしているまちみたいところが発表できるといいなと思ったのです。それをやっているのが世田谷の梅ヶ丘の日本で最初の光明養護というのが、駅の近くにあるのです。道路を隔てた梅ヶ丘中学と一緒にパリアフリーのまちづくりをやっているとか、宅急便のクロネコヤマトが、法律を変えて宅急便をさせたといいますけれども、その会社が今、本社の近くで障害者がレストランを営んでいる。努力しているところもあるので、そういうことを考えると、法律だからできないとかではなくて、やっていただけたらいいなと思うのです。

今、伊中さんも、高津の身近なことで申しわけないと言われましたが、中原区はこの間、全紙の新聞に、全国の新聞で有名になったから言ってしまうでもいいと思うのですけれども、我が家の南側マンション建設で、クレーンが横転して7社のヘリコプターが来ました。この23トン級のクレーンが横転しまして、だめになってしまったのですけれども、50トン級のクレーンでは引き上げられなかったのです。運転手は即刻多分死んでしまったと思うのですけれども、後から死んだと言ってましたけれども。こういうまちづくりをやっている以上、どこかで歯どめを効かせないといけないと思うのです。我が家の東側のマンション建設も今地盤沈下を起こして、地割れを起こしているというのですけれども、明日の命もわからないときに、安全なまちづくりが区役所に対応できないというところが、何とかしてもらいたいと思うけれども、法律上、何もできませんと言われると、いてもたってもいられないのです。平地でさえ地盤沈下を起こしているのですよ。そういうことも、引越しまでしなくてはいけないかというぐらいのこんな地割れしているのですから、ブロック塀が。これぐらい地割れしてしまっているのです。地割れもして、ブロック塀が亀裂が入ってしまったのです。こういうところに住んでいただけますかと、事件ざたにならないだけで、住んでいただけますかというのは、どこで対応していただけるのですかと言いたいぐらいなのです。

先程のクレーン横転の方は、これは野村の最高級マンションです。最高級のマンションがこうなってしまったということをぜひご理解いただきたいと、私も安全のまちづくりというのがどこで保障していただけるのですかという、総合計画ほどやっていただかないと、

明日の命もわからないという状況ですということをお伝えしたいと思います。

大西委員長

区民会議に少し論点が集まっています。何か区民会議関係でご発言がありましたら……。ほかの点でも結構ですけれども。

中村ノーマン委員

区民会議の権限というのはどこまであるのかということと、それから地域の代表者というのがどういう意味で代表者となるのか、代表ということであれば、責任というのもあるのかないのか。従来ですと、地域の代表によるさまざまな意見交換の場というのが、より多くの区民には公開されていない運用をされてきているのですよね。これが同じような人をどうも構成要員とするようなんですけれども、そのときにあり方を大きく変えるのか、それとも従来と同じような形で、この会議自体は区民が入っているのですけれども、この会議自体の公開性があるのかないのかというのは重要だと思いますし、その意味で、ここに参加する人というのは、やはり代表制が担保されるような仕組みというのが必要ではないかと思うのです。そこのところが課題で、どうやってどういう人が選ばれて、どうやって責任を果たすか、その公開性はどこまであるのか、それからここに参加している人たちに対して、調査権、情報提供、公開だけではなくて、提供されていないものを要求する、入手する権利というのはどこまであるのか、そういうことがどこまで踏み込んだ組織になるのか、それからここが決定したことと、それから区で行おうとするものに矛盾が発生したときに、それをどのように調整するか、話せばいいという会議ではなく、実効性のある会議にしようとする、ここに書いてあることだけでは、その図が、その仕組みがそこまで見えてこない、今はどういう段階で、どういうことを描いているか、より明確にさせていただけるとありがたいと思います。

大西委員長

この区民会議というのは、具体的に何かイメージが固まっているのですか。

土方政策部主幹

区行政改革全般についてそうなのですけれども、実はご提言をいただきまして、これは

5月26日の日に委員長からご提言をいただきました。これを踏まえて、実はこの総合計画の策定作業の中で、基本構想、さらには実行計画を策定していくことになるわけですが、その中で、このご提言を実現化するために、どういうふうにして進めていけるかということとを内部で検討を始めているところでございます。

そういった意味では、それぞれの課題について、幅広く具体的にご提言をいただいておりますので、これを一つずつ具体的に実現していくための詰めの作業を内部で進めているという段階でございます。

そういった意味で、今の区民会議のお話につきましても、先ほども申し上げましたけれども、区役所の中に既存の会議等がございます、そこに参加されている市民の方々のご意見等もいただかなければならないというふうに考えておりますし、そういった取り組みを進めながら、具体的な制度設計を進めていきたいというふうに考えております。

基本的な考え方として、その自治法の改正に伴う考え方が一つはございまして、区民会議の性格ということになりますと、一つは区長さんですとか、市長さんに対して意見を述べるという会議になるかというふうに思っています。

ただし、先ほど自治基本条例のご説明も若干申し上げましたけれども、自治基本条例の中でもいわゆる区の位置づけをどういうふうにしていくのかという議論がございまして、その中の仕組みとして、区民会議をどういうふうにしてつくっていくかという議論が一方でございます。

当然、区民会議が意見を述べるということに対して、その意見を踏まえて、具体的に区長さんなり、行政がきちんとそれを尊重して実現をしていくということについて、どういうふうに自治基本条例の中で書き込めるのかというようなことも、今の自治基本条例の検討委員会の中でも議論をされているところでございまして、少なくとも区民会議を設置するということは、自治法上の位置づけであるということと、自治法では区民会議の設置は条例で設置をなささいということになっておりますので、最終的には条例で区民会議の設置をするということになるわけです。

したがって、その際に制度設計についても、十分な市民の方々のご意見を踏まえながら、ご議論をいただくという形になるかというふうに思っておりますので、現状ではまだ具体的な制度設計自体を明らかにするという状況にはございませんけれども、一応そのような状況でございます。今までいただきましたご意見につきましては、十分参考にさせていただきながら、今後の検討を進めていきたいというふうに考えております。

大西委員長

恐らくというか、一つのこういう制度ができてきた理由は、市町村合併でもとの町村なり市ですよ。そこが何らかの権限を一つのまとまりを維持したいというところが結構多くて、そういうことも一つの原因になって、川崎市の場合、それは適用されませんが、一般的にこういう制度ができたというふうに思いますが、それを川崎市的に考えると、やはり百数十万の人口が一つ的意思決定機構だけで動いているよりは可能な範囲で分権化されているというか、地域の意思決定というものがあつた方が身近な行政ができるということにもつながると思いますし、その意味では、基本的にはこうしたことを掲げるというのは重要であります。ご意見出たように具体的に区民会議ができたときにどういうふうにしてそこで何をするのか、代表制の問題というののがかなり大きな問題ですが、そこだけをぎりぎりやっていると何となく否定的な話になってしまうので、全体としては、前向きな中で問題を整理しておくということが今の段階で重要なのかなという感じがします。

阿部市長

よろしいですか。区民会議、東京都の特別区みたいに、もし民主性を担保するというならば、この区民会議の代表者というのは直接選挙で選ばないわけですよ。それから区長もそうなのですけれども、今、制度上そういう仕掛けになっておりませんので、ですから直接選挙もお金もかかるし、直接選挙でなくて、最も民主的なやり方というのはどういうやり方だろうかということをご意見いただければありがたいと思っております。

大西委員長

ありますか。

中村ノーマン委員

今の点についてなのですけれども、少なくとも選び方は選挙でできないということはわかりますけれども、選ばれた後に、この人はどういう役割を果たしてきたか、少なくとも最初は不透明なところがあつても、その評価ということがすべての区民が共有できるような形、そのためには、こういう会議の場で行われている中身が公開性が必要だと思うのですよ。これまで市民が代表して出ていくと、市の審議会ではかなり積極的に情報の公開と

というのがあるのですけれども、区のレベルでそこまでコストをかけていないのか、理由は私はわからないのですけれども、この公開性が今欠けているのではないかと思うのですが、長期的には何らかの評価方法というのはあって、その評価方法、情報公開し、評価し、それに基づいて、その次選ぶときの何らかの基準にすべきだろうと。

それからもう一つは、最初は難しいのかもしれないけれども、内定の考え方だけは一番最初に公開していくべきだろう。考え方を一番最初に公開していくと、実はこういう人たち、代表になった人たちに対して、いわゆる自分の意見を出していくということが必要ですね。今、例えばまちづくり推進員とはどなたかというのは公開されているようなされていないような状況だし、そういう人たちにどういう考え方の人が入っていて、その人にどうやって情報を提供していけるか、それが今まで見えていないのですよ。で、そういう意味で、選挙の部分は除くけれども、それ以外の部分は選挙で選ばれる人と同じような仕組みを積極的にとっていくべきで、選挙の部分はできないというのであれば、その周辺の部分はきちんと公開性があって、評価の方法があって、で、その次選んでいくときの基準にその評価を考慮していくというのが必要だと思います。

それからもう一つは、より多くの人になるべきと考えるのか、それとも限られた優秀な人になるべきと考えるのか、または組み合わせで考えるのか、そこはもう少し分析はあると思うのですけれども、いずれにしても、より多くの人になっていく部分というのはきつと必要だろうし、それを通じて、今まで参加していない人が参加できるような仕組みというのも必要だと思います。その意味で、報酬に関して何か別途というような記述もあったかと思うのですけれども、その夜間はある意味で、市民に対して仕事する場になるような責任が発生するような形が必要だと思います。えてして私が言っているのは、とにかく徹底した情報の公開をお願いしたいと思います。

大西委員長

どちらが先に挙げたかわからないから。

伊中委員

私、すべての課題に対して、区民会議一本で討議していくということに対して懐疑的です。だから、例えばこの地域の特別この課題があるというときに、この地域の住民がこれを決定できるというような、言ってみれば、住民代表とそれから事業主代表と地権者代表

と、まあいいのですけれども、そうした人たちによるコンセンサス会議というのが必要ではないかというふうに思います。

ですから、それぞれの課題において、かなり重要度の高いものは必ず地域住民がその意見を述べられる代表者になることができるというような、このここに書かれている区民会議というものは、先ほどのご説明によると、市長及び区長への意見を述べる機関としての区民会議であるとするならば、そこに決定権はない。だとすれば、果たしてそこにどんなに民主的に決定されたメンバーであっても、入るとするだろうかという疑問を持ってしまふのです。

そして、しかも仕事を持ちながら、その区民会議に参加することで、自分たちの意見が必ず一つの理解を得られて吸い上げられていくというようなプロセスが見えない限り、多くの人たちが自分が代表となってここに参加したい、参画したいというふうに思うかどうか。むしろ区において、この課題をこのように解決していくためには、この地域における一つの合意を形成しなければならないという意味での会議の設置というのが私はあってしかるべきではないかというふうに思います。ですから、一本化してすべての課題をこの区民会議で全部やるんだというような考え方ではなくて、もっと有機的に、もっと身近な問題解決できるような、そうした会議の設置というのは考えられないものだろうかというふうには私は考えます。

阿部市長

これは市議会で全市一本で決定しているわけですがけれども、それをもう少し区単位で、もう少し身近なところで意見を反映した決定にできればなという気持ちであります。それは細かくして、利害関係者がみんなそれぞれの問題ごとに議論をするというのは、非常に大事ないいことだと思うのですが、多分不可能だろうと思うのですよね。ですから、利害関係者が議論を闘わずというのは結論が出なかった場合、一体どうするかという問題がありまして、客観的公平な判断をするためにはむしろ利害関係者を外して、第三者にお願いをするというようなやり方もあるわけですね。ですからその辺をどういうぐあいに組み合わせていくかということが、この事業で……。いずれにしてもこれから議論をしてやっていかないといけないものですから、まだ考えていただく時間があると思いますので、十分にまたお考えいただいてご意見いただければと思います。

大西委員長

よろしいですか。

松崎委員

第11回の総合計画策定委員会の臨港中学のところの添付資料に書かれていたと思うのですが、地域教育会議というのや、80年の宮前平の金属バット事件を機会に、それから横浜浮浪者殺傷事件を機会に84年から86年にかけて全市で小学校区集会をやったのですね。4万人からの直接民主主義をあれはやったのだと思うのですよ。あのときは物すごい私も行きましたけれども、みんながどうしようかというので集まったと思うのです。そういうものを考えると、中原区なんか考えますと、町内会となりますと、土地の所有者なので、だから、どうしてもマンション問題やりたいと思っても、土地の所有者の絡みがあるので、それは避けるということになってしまうのですね。で、その町内会組織の中でも一生懸命やっている人いますけれども、それと中学校区地域教育会議と合体したような選び方というのかな、そういうもう少し本当は小学校区単位がいいと思うのですが、中学校区単位ぐらいでやれば、規模も全体を見回せるし、町内会とのしがらみも余り影響なく町内会の人も入っていらっしゃいますから、そういうところで間接民主主義ではないですが、選び方は少しあるのではないかなと、今、子どものことでは物すごく親たちは必死なのですよね。さっきのマンションの問題で、なぜここに来るかという、今井小、今井中に入れたいというために来るのですよ。帰国子女受け入れ校だからとか、国際化ができてからと、親はそれでマンションを選ぶのかと思ってびっくりしたのですが、私たちは住んでいる人間は、川崎にある養護学校の新日本学園、たった一つの養護学校も学区なのです。そういう点では、本当にいろいろな住民が楽しく住んでいる地域なのです。けれど、これから来る方たちは、子どもをいい学校に入れたいというために、公立学校も今選別の時代になってきたために、今井小、今井中に入れたいから来るというのでは、今までの地域住民のよさは欠けてしまうのですよね。そういう点で、もう少し違った中学校区単位とかで地域教育会議なんかの基盤と一緒に学社連携とか、今、教育委員会と市長部局をつなげようとか言っているのですから、その辺のあり方を模索していただいたらいかかなと一つ提案したいと思います。

阿部市長

いろいろ考えたらいいのですけれども、町内会、自治会の代表者が地域を代表していないということ、では地域教育会議の方がでは代表しているかということ、結局、だれが代表しているということになるのでしょうか。だから、これで言うと、市長が任命する形になっているので、私はだれを一体任命すればいいのでしょうか。

松崎委員

意外と私の区の地域会議で見ているときには、中学校区地域会議は、それぞれ独立して地域に合ったやり方で、町内会の人も役員も入っていますけれども、新しいマンションの人も入っているとか、それから年齢層が幅広いのですね、入っている人たちが。

中原区だけしかわかりませんが。

阿部市長

だからその地域教育会議のその代表者が一体だれに選ばれているかという問題がまたありますね。

松崎委員

だから代表者は代表者ではなくて、その中で間接選挙みたいなものを立会演説会みたいなものを、中学校区地域教育会議ならできるのではないかと思うのですよね。

阿部市長

ですから、教育問題だったらそれでいいのですけれども、ではほかの問題でもやっぱりそういうふうにして選ばないと。ではどういうグループ、どういう団体から代表者を出せばいいかという問題が出てきますね。

松崎委員

そうですね、いろいろな提言から。町内会もですけれども、いろいろなところを絡み合わせて中学校区地域教育会議のひとつ入れてみたらどうかと。

阿部市長

ですから、そういうグループとしてやっていらっしゃる方々がいらっしゃるなら、町内

会、自治会の代表しているのは間違いないし、地域教育会議でも、一つのグループとして一生懸命地域のこと考えてくださっているわけだから、両方から代表者入ってもらえばいいわけでしょう。

松崎委員

そうです。一つの候補として中学校区地域教育会議も入れたらどうかということですから。一挙に変換するのではなくて。

阿部市長

そういうご意見をいただければ、町内会、自治会でここで切ってしまうという意味はありませんので、地域を代表するという意味では、そういう人たちがいるという例示でしょうから。

松崎委員

そうです。

阿部市長

そういうご意見をまたいただければと思います。

大西委員長

市町村合併というのは、川崎と関係ないけれども、大きな政府、ある程度力のある政府をつくるう、地方政府をつくるうという動きですよ。ただ、例えばアメリカでガバナメントという統計を見ると、8万5,000ぐらいあるのですよね。人口は日本の倍ちょっとですけども、日本の比ではないわけですね。で、どういうのが入っているかという、日本のような市町村というのが半分以下で、残りは学校区とか、それから公園だけを管理している自治組織とか、それがガバナメントという一つのカテゴリーで、だから連邦政府からそういうところまでが全部同じ統計に入っているのですね。では何がガバナメントの定義かという、集団が決まっています、代表を選挙で選ぶのですね。それから、独自の予算を持って、課税権があるのですね。だから、税金を集めて、代表を選んで、合同ですけども、理事会みたいなものを選ばれて、そこがそのお金の使い方を任されて決めると。

それは一応政府の体をなしているわけですね。

そういうやり方もとっているという国もあって、だから今、少し日本の場合には、自治体が赤字になっているということで、地方財政問題からその力の強いある程度財政力のあ
る自治体をつくらうということに流れていますけれども、逆にそうなると身近な問題につ
いて、なかなか手の届く行政が細かいところまで目が届く行政ができないという問題が出
てくるので、当然、そのきょうのような議論が、その反対側にあらわれるわけですね。
その作り方はアメリカのような例もあるし、フランスも3万5～6,000自治体があ
るのですけれども、これも数が多過ぎるといので、むしろその広域行政をうまく組み合
わせていって、広域でやることは広域行政に任せて、そのコミューンという基礎自治体の
役割というのがある程度限定されてくるとか、いろいろなやり方で、どういうテーマは小
さな単位でやった方がいいのか、どういうテーマは大きな単位でやった方がいいのかと、
おのずから整理していくのが恐らく合理的なやり方なのだろうと。

川崎の議論もその一つとして行われているので、まだ定まって恐らく形態というの
がないのだろうと思うのですよね。もし発展していけば、市長さんがちょっと金がかかると
言われたけれども、公職選挙をするということもあり得るかもしれないし、しかし、いき
なりそうはできないでしょうから、その場合にどこまでの裁量権を区長が持って、その裁
量の幅の中で、いわばこの区民会議の意見を聞くとか、そういうやり方が恐らく段階的に
発展していくのだろうと思うのですよね。

我々もこの総合計画の中でも、結論は出せない、恐らく辻先生がやっておられた委員会
よりもずっと短い時間しかこのことについて議論できないでしょうから、基本的な方向づ
けをするということで、大枠としては賛成しつつ、しかし、この点はぜひ注意してもらい
たいということを書いておくというスタイルだと思いますが、それが次のステップを促し
て発展していくということが必要なのかなと私は考えていますけれども。

この点以外にもいろいろ論点があると思いますが、いかがでしょう、何かきょうはこの
もう一つの議題として一通り基本政策というテーマを議論してきたことになるので、十分
かどうかは別にして、まだ足りないところもあると思いますが、しかし、一通りやってき
たということを踏まえて、全体をもう一回再構成してみようということが次の議題なので
すが、今の参加と協働による市民自治のまちづくりというテーマで何かありましたら。

辻副委員長

では今の点について、いいですか。

区民会議の点について随分意見が出まして、今回の総合計画としてはともかくこの総合計画に前後して、区民会議が設けられることは多分間違いないと思うのですよ。で、この十年間で、この区民会議をどうやったらより充実したものにできるかということを経営的に課題とする十年間であるというふうに思うのです。もちろん、今非常にいろいろなことを考えてつくりますけれども、意図としてはもうこれをつくってしまっていてでき上がりということよりも、この十年間でその実態を見ながらより充実したものにさせていったらどういことができるのかと、それを考えていきたいということだと思います。

で、その次に区民会議が実際何をやるかということなのですが、これは資料でいくと6ページの10のところに書いてあるのですが、今回、今までの区とそれから本庁のあり方を考える上で、6のところに書いてあるのですが、基本的に本庁と区で両方やって二重の事務処理をするようなものを見かけ上計上して、区の権限が強くなったように見せかけるというようなことはやめて、区の自前の部隊と、権限の中で決められることを中心にやってもらうという趣旨で考えています。したがって、もちろん議会はすべてのことについて関与することになるわけですが、区民会議としては主に区が単独で決めていくようなものですね。区の主要事業のあり方や、区予算に関するようなことについて議論をしていただくと、市民活動の主要なあり方について考えるというようなことで、なるべく区の中で、区の実態の中で一定の方向が出れば、全体としても間違いなくそれで認めていただけるだろうというようなものを中心に、成果が実る会議として考案していきたいというふうに基本的には考えています。

で、実際の活動のあり方を考えますと、今、町内会、自治会や活動分野の区民代表である公募区民による代表、これらをどうやって選んでいくかという問題がありました。これは資料で言いますと、1ページ目の最初のところの大きく分権時代の新たな自治のしくみと協働のまちづくりの推進とありまして、地域コミュニティ施策の確立とありますよね。これの最後の施策のところを見てほしいのですが、地域コミュニティとテーマ型コミュニティの相互支援・協力関係を確認しながら、多様なコミュニティによる地域社会の課題・解決と活性化に向けた施策方針を策定していくと、非常に抽象的な言い方になっていますが、比較的田舎で農村社会だと大体町内会、自治会で集落を中心に回って行って、それを中心ということも可能なわけなのですが、都会の場合はそのいろいろな地域団体が並存したり、それぞれ活動しているわけですね。それらの中をどうやってルールをつくって、そ

れは行政としてやるべきこともありますし、それから地域の中で自主的に考えてもらうところもありますし、そここのところのルールづくり自体をこの十年間でやっていかないと、なかなか難しいのではないかと考えているのです。

で、それは行政のかかる分野については、行政の方で決めていくことになるかもしれませんが、むしろ地域の団体の中でのすみ分けや、ルールの策定のこともあるかもしれないと、それを踏まえて最終的には、この区民会議のメンバーにもある程度顔ぶれが決まるかもしれないということは言えるのではないかと思います。

それから、区民会議のあり方を考える場合に、どうしても区の予算とか主要事業の推進に関することを総括的に議論することになりますので、ある意味では全体の区民会議は区を代表するメンバーで構成して、これのほかに9の のところに規定がありますが、分科会を設けることになっているのです。で、本庁ではなくて、区の中でこういうものを決めてやっていくという一番のメリットは、実際に活動している人に直接参加してもらって、その中でその意見に応じて政策を決めていくということになってくると思いますので、恐らく分科会をどうやって活用していくかという、この分科会のあり方も含めて検討していくことになるのではないかなという感じがするのです。で、全体のあり方に関して言いますと、例えば、この会議メンバーの構成の仕方というか、設置をどのぐらいまで細かく条例で決めるかという問題がありますよね。条例で決めるということは、逆に言うと、全市一括で大体決めるということなのです。でも、まさに区によって多様であるとすれば、条例で決める部分と實際上各区の活動実態に応じて、どういう構成にするかというのもある程度考えてもらってもいいかもしれないですね。

その辺のところは、この十年間多様性の中でスタートして、実験しなければダメだし、しかし、実験するに当たって最低限度のことは、ルールを決めて始めなければならないので、こここのところが一番の課題になるのではないかなというふうに思いました。

以上ですね。

大西委員長

まとめ役という立場を離れて個人的な意見をちょっと述べさせていただきますと、私はきょうのペーパーの中で今のような話以上に協働というパートナーシップというのか、こういう議論がこれから大事になっているのかなと、つまり広域的、あるいは公共的な事業というのが行政の専売特許ではなくなるだろうと思うのですよね。福祉なんかでもそうい

うのがあらわれているわけですが。

だから、私が今提案しているのは、税金を一たん川崎市が集めても、その一部はNPOに直接回すような、そういう制度を考えて、従来公共サービスとされていたサービスの担い手が、実は民間の広域的な組織、非営利であるでしょうが、そういうところでもやれて、やる方がかえっていいそういう分野もあるのだと。そういうものを発展させるということが恐らくこれから十年の一つのテーマであって、今のような区民会議というような議論、これが単に会議に参加して知恵を出すというだけではなくて、さらにそこから活動を実際に担っていくような人たちが生まれてくるということですね。あるいはそういうことを奨励するとかというのまで発展していく必要があるのかなというふうに思っているのですが、その意味で、きょうの市長メモの中にも市民協働とか、そういう言葉は出てきているので、うまくそういう話とこの会議というのがリンクしていくような、そういうことがあると私自身としてはいいのかなと思っています。

いずれにしても、こういうところは非常に重要で、これは七つの中の一つとして出てくるわけですが、実はほかの事業全体を支える仕組みということにもなるので、非常に横断的な仕組みとして重要性があるということではないかと思えます。そういう……。

伊中委員

一点お聞きしたいのですけれども、協働と言ったときに、今、市民が参加してと、私もここへ参加させていただいて意見を言える場面にいるわけですが、そういう意見を言ったときに、それが無にならないような仕組みというか、契約関係というか、無にならない。そういうものを担保するのはそれは何か条例とかで、例えばまちづくり条例とか、そういうもので想定されるのでしょうか。

単に協働といっても、一緒に意見を言い合って、では意見聞いておいたよというだけでは、協働にはならないですね。

大西委員長

そうですね、そこはいろいろな制度があります。さっき私が言ったやつはハンガリーにある制度で、それは国税ですけれども、所得税の1%を公益市民団体に回すのですよね。それは納税者がかけるのですよ。何々という団体に10分の1%分を回してくれと。そうすると、国税庁がそれを名寄せして、そこに年間の分をまとめて配るわけですね。そのN

POはそのお金で、それは活動の一部の資金の一部ですけれどもね、活動する。だから協働というのは、広い意味で公益的な活動だと認定されているので、行政がやることの一部をやっているという関係になりますよね。

伊中委員

それは契約関係が成立するということですよ。

大西委員長

契約というか、そのNPOは自主的にやっているわけで、その自主的な活動が公益的活動と認定されて、ハンガリーで1万7,000ぐらい認定されている活動があるのですよね。それが公表されていて、それに対して納税者が選択できると、10分の1%分はという制度ですね。それは一つの例ですけれどもね。

辻副委員長

今の協働の部分については、今回の資料でいいますと4ページのローマ数字のところの地域活動や非営利活動を支援する市民協働の拠点としての区役所という右上にこの四角ありますね。

で、協働という言葉は、今ご質問にもありましたとおり、いろいろな意味で使われていて、ちょっと前だと協働でワープロで出しても、この協働の字が出なかったけれども、今はこれは普通になっているぐらいで、非常にそういう意味ではわかりづらい概念だと思いますよ。で、これについてやっぱりちゃんと整理をして考えていかないと難しいと思いますね。で、ちょうどこの黒丸の上の方を見てほしいと思うのですが、ここに大きい黒丸の中で、小さい黒丸が五つありますよね。このうち最初が全市のことを言っていて、残りの四つが大体今考えられる協働の形態というのを書いているのですよ。で、一番上がいわゆる市民団体の自主的活動を尊重してそれを支援するというのが、ここの主に一番上なんです。ここはですからまさに市民団体がやることを市から見ると、その公益性で重なる部分を市民団体の主張を尊重して場合によっては、今大西先生が言われた基金ですとか、一部助成ですとか補助とかしてやっていこうというのがこれですね。

それで、次がいわゆる市民団体に対する事業委託になるんですね。これは市でやっている業務であって、この業務を一定の契約関係の中で、場合によっては民間企業と全く同様

に業務を提供してもらおうと。

これはだから市はあくまでも発注者になるわけです。それに対して、しかし、その中で市民団体として業務を提供してもらおうと、そういう契約関係がこの2番目になります。

それから3番目は、ちょっとこれわかりづらいかもしれませんが、個人として市に活動してもらおうと。だから、非常勤職員その他の形で市の中に個人として入ってもらって、いろいろ市のお手伝いをしてもらおうと。やっぱり団体で活動したりすると、それだけ個人でやれることはやりたいという人と。で、個人でやるけれども、これはやっぱりその個人で例えば非常勤職員になりますと、非常勤職員として市と契約を結ぶという形になると思います。それは一番最後が、これはいわゆる一番対等のイメージに近いと思うのですが、市と、それからそれぞれの団体があるイベントをやるときに共催したり、やったりしようということで、これは全く一番上が活動が、一番上の黒ポツが市民団体が自主的にやることをどちらかという市が応援するとすれば、一番最後の方はともに同じ立場で対等の立場で一つのイベントをやったり事業をやっていこうというのがこの上だと思うのですね。

この四つを適宜に使い分けしながら、市民活動と市の接点をできれば区単位でいろいろ実験して試して蓄積したいというのがこの趣旨だと思いますね。

今、大西先生が言われたのは、ちょうどこの基金とか助成のあり方ですね。これについて、ともすると、市が事業委託するというものと、自主的な活動を応援するというものの境がはっきりしていない場合も中にはあるのですよね。そういうふうなものをやっぱり趣旨としては随分違いますので、そこら辺を整理、整序していくということがこの十年間で大きな課題で、いずれにしても、市民活動を応援して、今までの地域団体や、コミュニティ団体それぞれがうまく地域で活動できるような体制をつくっていこうというのが、この基本的に考え方だと思います。

大西委員長

ちょっとその問題はもう一回出てくると思うので、ちょっと次の議題に……。基本構想素案に向けてということに行きたいのですが、どうしても今言わないといけないということがありましたら、よろしいですか。

松崎委員

日本のNPOの選出の仕方というのは、海外とはちょっと違うと思うのですよね。NP

〇団体のあり方が、NGOだったらもうちょっとやり方がしっかりしていると思うのですが、NPOはそれこそ問題になっている団体もあるぐらいなので、そこに助成金というのは何か枠を決めないとか、世田谷の街づくり公社はファンドでやっていますよね。そうすると、みんなで選択しますよね、三年間助成金を……。ああいう審査機関みたいなのがどこかに入らないと、怖いなとちょっと思ったのですが、それでも。

高阪市民局長

今の問題ですが、この問題については、今年度から補助金を中間支援組織の（財）かわさき市民活動センター方に出しまして、今、内容を検討していただいているところでございます。ですから、年度内には、そういったNPOに対しての補助助成金制度をどんな形になるかわかりませんが、市民活動の立ち上げ支援など透明性を出した形で、皆さんの前で公開しながらやっていく施策を今検討しているところでございます。

大西委員長

それでは、次の基本構想素案に向けてという議題2の方ですね、これ説明をお願いします。

瀧崎企画調整課長

資料2、資料3について説明

大西委員長

どうもありがとうございます。これについては14日に合同会議をやるので、そこで、そこはしかしかなり素案をつくる最終的な議論ということになりますが、そこに向けての議論ということになるわけです。

きょうの段階で、例えば組みかえた方がいいとか、そういうお膳をひっくり返すような話も含めて、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

村田委員

いいですか。

大西委員長

どうぞ。

村田委員

時間も余りないようですので、文化論はいたしません、二、三、訂正といいますか、その注釈といいますかをしたいのですけれども、これは資料4の - 2、文化芸術という欄ですけれども、前に一般の市民が川崎市への文化の愛着がないからではないが、何か知らせるべきことが知らされていないということ、市民の方がおっしゃったと思うのですけれども、これはつまり美術館等の施設からいろいろと広報が十分でないというふうな思いました。あるいはすごく敷居の高いものになってしまっているというお話もありました。

ところが、今、これ恐らくなかなか岡本太郎美術館には行ったことがありませんという方が堂々とお話になられたのですけれども、余り堂々とお話しになられるようなことではないと思うのですが。今、やっているのはアフリカのストリートアートなんです。これは市長さんもオープニングのときに来ていただいて、試みていただきたらと思うのですけれども、お棺を置いてあるのですよ。お棺は中に入れるようになっているのです。これは中古の棺ではありません。そうではなくて、新しいのですけれども。そのお棺、ガーナ特産の棺なのです。いろいろ死んだ人の商売だとか、好きなものだとか、ライオンであろうと、ライオンが好きだったら、ライオンを食べるのが好きだったらライオンの形のお棺、靴屋の親父だったら靴のお棺をつくるしというようなことなのです。

そのお棺が五つも六つも並んでいるのですけれども、これは敷居の高いものではないのですね。お棺というのは、大体の人が一回世話になる。これはしかも入れるわけですから、臨死体験ができるわけですよ。まさにこれ体験学習ではないかというふうな気がします。

ですから、敷居の高いものとなってしまっているといわれると、私たちは努力をしておりますので、ちょっと気にかかっているところです。

次に、医療が生命の問題であるならば、文化はもっと本当に永遠の生命の問題にかかわっているから重要な問題だと。そのとおりなのですけれども、私がこれ話したのですが、文化の問題はこんな永遠の生命の問題にかかわっているということを抽象的に申し上げた覚えはないのです。抽象的に申し上げると、文化はますます概念的になって、ここで文化

論をやると、ますます川崎らしさと離れてくるわけなのです。

ですから、これは何かと言いますと、医療が生命の問題であるというのは、恐らく議事録を見ていただければわかると思うのですけれども、私がお話ししたのは、川崎の岡本太郎美術館をつくるにあたって、職員を全く未経験者ばかり採用したということを行ったのです。それで、館長として私だけがいわば経験があるので、これはもしこれが病院の場合だったら、院長だけが医者であって、あとはインターンも経験していないようなそういう未経験者であっていいのかと。だから、これは医療の問題だから、死、生命の問題だから大事にする、美術の問題は命にかかわらないから大したことはないのだろうというふうな、もしそういう考え方がもとにあるとするのならば、これは間違いです。芸術というのは、永遠の生命の問題にかかわっていると。精神的な問題にかかわっているということなのです。だから重要なのです。

だから、こういう専門施設の職員に対する考え方が非常に川崎らしさではないかというふうに私は皮肉りたいわけです。

川崎らしさ、川崎らしさと盛んに言う。前回の部分でも、教育問題で育み、育みというふうな感じの中に川崎らしさというものがありましたけれども、こういう抽象的な論の中で、私は川崎らしさなんていうことを言って欲しくないのです。具体的なことの中で、川崎らしさというのを一つ一つ出していきたい、あるいは考えていきたいと思っているわけです。

前回に、幸せな暮らしを共に支えるまちづくりという中で、私一言、皮肉めいたことを言いました。寄附文化の醸成というものがたしかありましたね。これ現実的には寄附行為の促進になんだろうと思います。それが、そこへ文化という言葉が使われては、この後ろの今の資料4の - 2 というところですね。その右の下の方の共に支え生きる心を育むという。他方、文化を育むというのがさっきのぺらぺらの資料3のところにも出ております。育てるとか育むというのはどういう意味や違いを持っているのか、教育的あるいは行政的に。その辺は言葉遣いを注意していただいた方がいいのではないかと思います。

それから、そのところに総合的に言葉の問題、文化の問題、これも私、よく意味がわかりません。これはだれがご発言になったのか、私があるいは全体的な言葉の問題と、文化の問題に関連して言ったことをここに二つに分けてしまっているのかもしれないけれども、総合的に言葉の問題、文化の問題だという言い方をしても、結局、基本的には何も言ったことにならない。その後いきなり生活習慣という問題の課題というのは、いきな

り形而下的な問題が出てくる。だから、この辺はちょっと何かもう少し考えていただいた方がいいのではないかと思います。

大西委員長

今のご発言の中で、 - 2 の共に支え生きる心を育むというのは、育む……、何が問題としているのですか。

村田委員

いや、共に支え生きる心を育むというのは、ほかにもこの間のところで、人を育て心を育むというのがあった。そのほか資料3のところの……。

大西委員長

この間の議論ですよ。今のやつ……。

村田委員

ですけれども、やっぱりそのほかさっと見ましたら、この資料3のところの個性と魅力が輝くまちづくりの中に、文化を育み、交流するというようなことがあるのですね。そして、その上の川崎の魅力育てというのがあるのです。盛んに育てるとか育む、その隣にも新たな産業をつくり育てることがあるんだけど、今改めて申し上げたいのは、こういうことは私でしたらば、同じ言葉をあっちにもこっちにも使うようなことしない。言葉は極力限定して使うべきだ。そういう意味です。

大西委員長

どうぞ。

加藤（仁）委員

資料3の件でよろしいですか。このフレームの件なのですが、中間報告時に六つの柱がありまして、変更後に七つになったということでしたよね。その七本目の一番右側にあります柱が非常にやはり重要だと思うんですね。その七つ目の柱というのは、参加と協働による市民自治のまちづくりで、きょうの全般のテーマになっていたかと思うの

ですけれども、これを一番下のところに基本政策の実現に向けてというものがございまして、それが上に向けた矢印で、二つ設けられていますね。行財政システム再構築の話と、地域経営、自治体経営の観点からの取り組みという。これはどちらかという、行政側からの政策の実現に向けてということにはなるわけで、これは適切であると思うのですけれども、横にといいますか、この二つの、三つ目としてこの参加と協働による市民自治というキーワードが入っていてもいいのではないかなというふうに思うのですね。それで、そうしますと残りがまた六つに戻ってしまうわけなのですけれども、このそれぞれの柱については、やはり役割分担がありまして、行政主導で圧倒的にいく部分もあるわけなのですけれども、一本目の柱、それから二本目、三本目、四本目なんていうのも、やはり行政と市民がどういうふうに役割分担をしながら進めていくかというふうなことが非常にこれからは大きく出てくると思うのですね。

先ほど協働のお話がございましたけれども、そういう意味でも、この下のところにこの七本目の参加と協働による市民自治というものが入ってきてもいいのではないかなというように感じましたと、そういう意見です。

大西委員長

確かにこれは全体に共通することですが、例えばさっき出たような区民会議をつくるとか、具体的な施策もここに入ってきますよね。下に入れてしまうと、何となくここにこうそれぞれの施策があるという感じになりにくいですよ、複雑になって。だからその問題があると、だから二つ書き分けるということはあると思うのですけれども。全体に関係するのだという意味で、基本政策の実現に向けてというところにも、こういう趣旨を書くけれども、個別の施策もさっきの議論のように出てきていますよね。だからそこがちょっと書き分ける必要があるのかなと。全く独立したテーマではなくて、ほかのところにも全部この精神が入り込まなければいけないという問題があると思うのですね。

中村ノーマン委員

こちらの資料4の先ほどの - 2で問題指摘された部分は、私の発言で、共に支え生きる心育むの三つ目の・のところですが、これは実際にお話を、私が申し上げたのは、活力あふれ躍動するまちづくりで、アジア起業家村構想を考える、つまり経済の政策を考えるときに、そこに外国人に来てもらいましょう。外国との交流を考えましょうということ

入れているわけなのですけれども、そのときに技術者だけではなく、当然家族、それからいろいろな人間関係ができます。子どもが生まれることもあります。そういう関係から経済政策を立てるときに、経済政策だけではなく、言葉というよりは言語の問題、それから背景的に持っている文化的な問題、食文化を含めて持っている問題、生活習慣の問題があります。で、そういう施策を新たに出すときに、総合的に考えてくださいということをお願いしたつもりなので、趣旨の方だけ一応もう一度明確化させたかったので。

それで、資料3の方に行きますが、七つ目の柱として、参画と協働による市民自治のまちづくりという、これは施策の柱としてこれ立てていることは私はむしろ必要なことで積極的にやっていくべきことだろうと思います。

今、参加と協働に関しては、それぞれの小さな施策の中で試行錯誤しながら進めているという状況があります。それを総合的統一的に見ていくというのが、これ施策ですので、統一的に見ていくということ。で、それが残っている六つの施策の恐らくすべてに入っていってほしいと思いますので、そのときの基本をつくる。これを基本をつくるという意味で、この七つ目の柱として市として取り組んでいただきたいと思います。

で、この中で、課題のところなのですけれども、市民自治を拡充するしくみづくりのところなのですけれども、ここで想定しているものを明確化していきたいと思うのですけれども、一つは先ほど私が言いかけようとして話題が切り替わったところなのですけれども、NPOにいろいろなことをしてもらいましょう。税金でやりましょう。既に一層の直接の形ではないのですけれども、何らかの企画をつくって、集まった市民はもとに団体をつくって、さらに何らかの補助をしていくという仕組みは既に自治体の中で既に行われています。

ただ、その将来コンは今のところなく、実際考えなければいけないのは育成した市民団体の自立ということを考えなければならないというのが一つの課題だと思っています。

それからもう一つは、参加が実際行われていないので、参加が促進されるようなさまざまな仕掛けをこれから取り組んでいかなければならないだろうなと思っていますが、同じ考えでしょうかというのを確認したかったです。

それからもう一つは、さらにこの中では情報公開、情報提供なのですけれども、その次に情報共有というステップがあっていいのではないかと。先ほど土方さんの方からその言葉がありましたので、やはりそこまで情報共有まで入れて初めて対等な関係で市民と行政が立つのではないかと考えますので、やはり情報共有というのが大事なキーワードだと思います。

ます。

さらに、先ほど言いかけたところでは言えなかった部分、協働という言葉なのですが、いろいろな階層があって、実施するところでの協働というのは比較的わかりやすいのではないかと思います。このような会議への参加、で、起こす協働、いろいろな形があるかと思いますが、その中にもう少しコンセプトというか、ルール化というのが必要ではないかと考えます。例えば白紙からスタートできるということ。すべての場が必要がないのですが、白紙からスタートするような仕組みというのは必要だと思います。

それから、市の中でさまざまな委員会があるのですが、「互選」という言葉があるのですが、互選は一体何をあらわすのですか。互選の多くの場合は、事務局案、言ってくださいという人が市民の中にいることだったりすることがあるので、互選というのは、本当に互選をきちんとやっていくのか、やっていかないのか。そういうルールが必要だと思います。

さらに、会議の進行、ここも委員長とか、座長とか、そういう名目になった人が、最後はその人の意見になるということがよくあるとしていうことがあるのですが、会議というのは、参加者全員の合意のもとで進行し、合意できないときは合意できない会議でしたということをやっていくのか。もう少し会議の場での協働のあり方、そこについて整理が必要で、それを共通の概念でどこの委員会に行っても同じ考え方であるというのが必要ではないかと。

さらにもう一つは、これは市民参加をもっと促進したいのだろうけれども、促進できていないから、同じ市民がどこに行ってもあらわれるという状況があるのですが、しかも何年も続いていくということもあるので、そういうところでも協働のあり方、公平性、平等性のあり方を考えていかなければならないかと思いますので、協働に関して一言述べさせてもらいました。

大西委員長

二番目に言ったのはどういう意味ですか。二つ目、情報共有の前。参加についておっしゃった点。

中村ノーマン委員

情報共有の前に言ったのは、市民自治を拡充するしくみづくりというのは、市民団体の

自立という方向性が必要ではないか。市民団体を、多くの市民団体は実は自治体が興し、興すことによって事業の相手先、実際は事業ではなくて、補助金を補助する相手先として、継続的な契約関係ができてしまっている状況があるのですけれども、やはりそこは最終的には何か自立の方向というのをつくっていかねばならない。もっと具体的に言うと、魅力ある区づくりの予算の使い方で、例えば区長さんがよく変わるから、前回のプランそのまま生かしていかねばならない。でも、そこに区の中にいろいろな団体が、いろいろな市民があるので、いろいろなものを興していかねばならない。そういうことをもう少し柔軟に考え、市民団体を興したら、それは目的は自立か、自立できなければ解散していったって、もう一回スタートしていくという考え方が必要ではないか。

大西委員長

それは市民団体自身の問題ではないですか。

中村ノーマン委員

市民団体の問題と言えば市民団体の問題ですが、市民団体が補助金をもらってスタートしているケースが多いので、補助金をもらわずともraitたいですね。

大西委員長

そればかりではないでしょう。

中村ノーマン委員

そればかりではないです。

大西委員長

そればかりだったらもうおしまいにみたいな話なのですけれども……。

中村ノーマン委員

ばかりではないのですが、市民団体の自立ということを少なくとも仕掛けた場合の自立ということを念頭に置く必要があるでしょうということをつつもりです。あともう一つは……。

大西委員長

一番目は、加藤さんがおっしゃったことと近いと考えていいですね。

中村ノーマン委員

そうですね。

大西委員長

その参加と協働、市民自治というのは全体に共通するし、個別にも必要と。

太田地域生活部長

よろしいですか。

大西委員長

はいどうぞ。

太田地域生活部長

中村委員のご意見についてですが、先ほど市民局長がおっしゃったように市民活動支援ということで、資金助成の制度をつくっております。もともと市民活動支援に必要な機能としては、場所の提供、情報、資金、それに人材ということがよく言われていますけれども、資金に限らず市民活動支援のあり方も、個々の活動の発展段階に応じて必要なものが変わってくるというふうに思っているわけです。当初、草創期においては、活動の場の提供や、情報などの支援が必要だろうし、その成長期においては、資金の助成も必要になるだろうというふうに思っているわけです。自立化に向けては、この右下の方に書いてありますが、協働型事業委託や、市民提案事業委託の相手方として、その市民活動団体が自立して欲しいということも考えておりまして、そうしますと、事業の企画能力だとか、それから受託能力だとか、そこら辺までを視野に入れながら、支援のあり方を検討していきたいというふうに思っているところでございます。

松崎委員

安全で快適に暮らすまちづくりの中で、災害や危機に備えるというのが入ったのはとてもいいことだと思います。一つ、幸せな暮らしを共に支える、二番目のところなのですが、超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てると自助・共助・公助よりはいいと思うのですが、とても漠然としているなど。そしてまた下の主な課題に共助社会をと。共助というのは、「共生」にしてもらいたいなど。私、民生委員、児童委員なのですが、名誉職ではなくなったのと、自立の支援を助けるということで、ご本人の意思をすごく重要視するようになったわけで、助けるというと、昔の施しみたいなものが見え隠れするような気がする。ちょっと言葉をもう少し、今、時代が変わってきているので、言い方が違うのではないかな。上でなくなったのに、下でまた出てくるというのは気になるなど、何かもうちょっと言葉はあるのではないかなと。何がいいかちょっとわからない。

大西委員長

どっちの側面を強調するかですね。共生というのも、その社会なんだから助け合っているのしょうけれどもね。共に生きるということを相手も尊重しながら生きるという、そういう文脈、そういうことを協調して、同じことを表現しているのか、助け合うということを見ているのか。確かに共生の方が前向きな感じはしますね。

松崎委員

何かいい言葉はないかなとさっきから。

大西委員長

自助・共助・公助という、これはいいですね。

松崎委員

いや、これが私は嫌だったのですね。

大西委員長

これも嫌。一番上にありますよ、大事なところに。

松崎委員

それで、ここに書いてあるのですよ。下の方に変わるのですよ。超高齢社会を見据えた安心のしくみにかわるのです。

大西委員長

そういうふうに。すみません。

松崎委員

ただちょっとすごくあいまい過ぎるのだけれども、なくなったのだなと思ったので、ただ、この超高齢社会を見据えた安心のしくみを育てるとあんまり漠然とし過ぎてしまって。

大西委員長

だから、自助・共助・公助が使われていたのですね。

松崎委員

何か疑問を、どう考えたらいいのかなと。

辻副委員長

共生というのは、共に生きるということ。

松崎委員

共に生きる。

辻副委員長

あれ僕、調べたことがあるのですけれどもね、共生というと、食物連鎖の中で、食べ合っていて生きているとか、だから逆になってしまうのですよ、何か。鳥が昆虫を食べて生きているとか、そういう意味がもともとの共生なのですよ。

松崎委員

それが共生なのですか。

辻副委員長

だから、今使われている意味全然違うと思うのですよ。でも国語辞典だと、共生というと、先にその動物対植物の連鎖体系が出てくるので、共生はまずいと思うのですよね。

松崎委員

何かいい方法ないでしょうか。それこそ協働という言葉が最初出たときはびっくりしたのですけれども……。

辻副委員長

それでここで考える主な課題のところをもうちょっと具体的に書けばいいと思うのですけれどもね、多分ね。

松崎委員

そうですね。

辻副委員長

ええ。

村田委員

これ支え合う、支え合うという言葉ではだめですか。それも違うのですか、ニュアンスが。

大西委員長

まあそういうことですかね。

阿部市長

共助社会を支えるではなくて、支え合う地域福祉の充実が非常に重要になるという課題ですね。

柳川委員

ちょっとよろしいですか。これは自助・共助・公助というのは、私は今後とも非常に市民生活にとって大事な点だと思うのです。ところが、この表現がもう出てこない。いわゆる今までの市民の感覚として、何でも行政に頼るといふか、そういった意識の芽生えが長い間身についてきている。それを打破する意味でも、自助、共助、それをフォローする公助というのは、私はぜひ市民意識の中に育み活かして行ってほしいと思いますけれどもね。

三浦企画部長

先ほど説明をさせていただいたかと思うのですけれども、当初この幸せな暮らしを共に支えるまちづくりということで、主に地域福祉の部分で自助・共助・公助というような形で表現をされていたのですけれども、今、柳川委員から言われたとおり、この考え方については、ただこの福祉の領域だけではなくて、環境の部分ですとか、あるいは市民部分についても大事な考え方だということで、そういう意味ではもう少し高い考え方として共通するような考え方として表現していきたいという、そういうことです。

大西委員長

ちょっとその言葉の問題、共生というものを使うのは適当かどうか。私の印象では、共生というのはシンビオシスという言葉を知ったのだと思うのですけれども、相手を食べてしまうというのはないと思うのですよね。やっぱり生きるのだから。ただ、生物間だから相当ドロドロした関係がある可能性はありますけれども、食べてしまうとあと死んでしまうからそれはない……。

辻副委員長

いや食べてしまうのですよ。

大西委員長

いやいやそれを多分シンビオシスに入っていないのでえさになるというのは、そこまでは。ヤドカリとかそういうものも入るのでしょうか、きっと。ヤドカリは食べない。

辻副委員長

あの広辞苑には逆に食べてしまうのは共生だと書いているのだから。昆虫食べて鳥はそ

れで生きて、鳥は鷹で食っているとか何か、そういうものが、人間は何を食っているとか
こういうのが……。

大西委員長

生態系ではそうですね。

辻副委員長

そうですね。

大西委員長

生態系……。

伊中委員

違うことで質問していいでしょうか。

大西委員長

はいどうぞ。

伊中委員

ごめんなさい。

大西委員長

ちょっと今の整理すると、今の点についてちょっと言葉はでは整理するという
こと、いろいろなそれぞれ使っている意味合いというのが違うということなので、

お願いします。

伊中委員

基本政策の変更後の安全で快適に暮らすの、一番左端の中に二番に快適な地域交通環境
という言葉があるのです。

それから、5番目の箱の中に活力にあふれ躍動するまちづくりの中に、基幹的な交通体

系という言葉があるのです。読めば、この交通環境というのは、自転車のことだとかということかなというふうにわかるのだけれども、このもう一つわかりにくい地域交通環境と、基幹的な交通体系というのは道路網のことなのかな、あるいはいろいろな南武線も含めてのそうした鉄道網みたいなものも入るのかなというのがちょっとよくわからないのですけれども、そういうふうに振り分けてあると判断すればいいのですかね、これ。

大西委員長

そうですね、左の方は生活をベースにして、右の方は産業を意識しているということですよ。産業とか社会活動ですかね、左のやつは地域社会ということで、言葉遣いが地域交通環境という言葉がいいのかどうか、要検討かもしれないですね。

瀧峠企画調整課長

よろしいでしょうか。今、伊中委員言われたちょっと言葉の表現とか使い方はあるのですが、地域交通環境はやはり先ほどの自転車対策といいますか、利用といいますか、そういう部分とか、あるいはバリアフリーのようなことですか、コミュニティ交通というのは、少し身近な地域の中での交通の環境といいたいでしょうか、そういう意味で少しとらえておきまして、それから5番目にあります、基幹的な交通体系については、道路、鉄道含めた交通基盤といいたいでしょうか、そういうことで柱立てをしております。

伊中委員

今おっしゃった言葉の中にコミュニティ交通と、とても私にとってはおもしろい言葉だなと思って、ここの主な課題の中にそうしたもっとわかりやすい、その地域交通環境がイメージできる言葉が入った方がいいのではないかと思います。

大西委員長

どうもその辺は言葉はちょっと全体に練り直していただいて、どうなんだと、14日にやりますよね。議会にまとまったものをまず報告すると。それからどうなの……。それで我々の仕事はおしまいになるのですか。どうなのでしょう。将来についてちょっと。

三浦企画部長

一応、今の予定ですと、7月の末に議会の方に基本構想の素案というような形で、こちら辺の基本政策の体系ですとか、基本的な考え方について公表させていただいた後、タウンミーティング等を想定をしまして、その後、12月の議会を想定をさせていただいていますけれども、議案というような形で基本構想を議決していくという作業、一番大きな流れです。

それともう一つ、今度は10年の基本構想とか、實際上3年間の実行計画、あるいはその中でも、特に今重点的に進める重点戦略プランというような言い方を今させていただいていますけれども、今度はこの作業をある意味では並行して、予算の編成等に合わせまして行っていくというふうに考えています。

大西委員長

それはわかっています。策定委員会と市民会議の……。

三浦企画部長

そのときにどのような形でその実行計画なり、あるいは重点戦略についてご意見をどういう形でいただいていくかどうか、そこについては当然いただいていくということなのですが、その辺のやり方とかは、そこについてはちょっとまたご相談をさせていただきたいと思います。

大西委員長

その素案がタウンミーティング等を経て、基本構想と総合計画になるのですか。どういう格好になるのですか。

三浦企画部長

基本構想と実行計画です。

大西委員長

ああそうですか、基本構想の中に大体こういうきょう議論しているようなことが全部含まれてしまうのですか。

三浦企画部長

はい。

大西委員長

よく自治体では基本構想というのは、抽象的に前にちょこっとついていたりするのですよね。総合計画にはどっとあると、こっちは議会は関係ないですよというか、議決事項ではないですよというスタイルがあるけれども、そういうスタイルはとらないの。

三浦企画部長

基本構想については、基本的には議決ということで、一定の具体的な形まで含めて基本構想として議決をしていく方法。

大西委員長

そうすると、ではこの素案から基本構想の議会提案にいくところについては、行政の方でやるという、そういうことですか。素案が7月の終わりにできて、タウンミーティング等を経て、12月の議会に提案されますよね。

三浦企画部長

はい。

大西委員長

そこで、タウンミーティングでの意見とか、とういうのを入れて当然修正は……。

三浦企画部長

実際上の最終的な基本構想として、議案ベースで固める前あたりにタウンミーティング等の意見なりをまた踏まえて、ご意見を伺うような形になるかと思います。

大西委員長

そういう格好になると。だからかなり集中的に案文を議論するという意味では、きょう

を入れて二回ということですね。14日かなり重要な会議になると。その後は、何となく手を離れて、議会とかあるいは市民の意見がそこに入ってくるということですからね。余り我々が一存で変えるということではできにくくなると、いわば手を離れる。今も一存で変えられないけれども。

三浦企画部長

当然、素案という形で、来週は一応市民会議と検討委員会の一応合同会議ということで、素案をかなり少しベースとしたような意識したような形で資料をちょっと提出をさせていただきたいと思っていますし、当然素案というような形で、固まった段階についても、またご報告の場を設けさせていただきたいと思います。

大西委員長

ですから、ぜひ重要な文言ですね、用語についてはちょっとこれから時間余りないけれども、14日までの間によく考えていただいて、ぜひこれはだめだとか言っていただかないといけないですね。非常に14日はそういう意味では重要で、ここで認めたら、みんなで認めたということになります。細かいところまで全部出てくるかどうかは、ちょっときょうの議事録的なところもありますから、そこで使われている言葉までは登場しないということだと思いますが、少なくともこの資料3に出ているような言葉は当然登場しますからかなり重要です。

松崎委員

そうすると今後の日程表でいくとずっと線になっている部分は会議がないということですか。

大西委員長

どこですか。

松崎委員

この中間報告で市議会に基本構想を素案を公表した後、構想案が11月に公表されますよね。11月か12月に議会上程というときには、市民会議も策定委員会も委員会はない

ということですか。あるの……。

瀧峠企画調整課長

基本構想の素案を7月の末にまとめて公表をするということで、それについては策定検討委員会にも、市民会議にも、ご説明をしなければなりません。日程の調整がまだでございますが、させていただいて、またご意見をいただきたいと思ひます。その後も、実際には11月の末ぐらい、定例ですと議会の開催になるのですが、いわゆる12月議会とっておりますけれども、そちらの方に議案という形で基本構想の案を提出をしていきたいと思ひますので、またその間その委員会なり市民会議を開催をさせていただいて、もちろん手続き的な期限とかそういうものもございませぬけれども、ご意見というのをまたいただいでいきたいというふうに思ひます。

大西委員長

ただ、私の感じとしては、一応合同会議で素案の素案みたいなものを出して、それを最終的に14日の議論を踏まえて素案としてまとめることになりますよね。だからそれを合同会議なり、あるいは策定委員会とか市民会議がまたどんどん自立的に変えていってしまうと、何が提案なのかわからなくなってしまうと思うのですね。だから、一つのけじめはそこについて、あとは市民なりのリアクション、意見に対してどう直していくかというふうにしないと、何もだれも文句言っていないのに、気分が変わったからと言って直し出すと、軸がぶれてしまうという、極端な言い方をすればそういう問題もあると思うのですよね。

だから、そういう意味で市民のタウンミーティング等における意見とか、いろいろな格好での市民の意見というのを踏まえて直すべきものは直すというのが、その議会への提案までの間に行われるということになるだろうと思ひます。

どうぞ。

中村ノーマン委員

第1回か第2回の会議では、もうちょっと大きな絵で、タウンミーティングとか、市民意見を入れながらぐるぐる回るような形の絵がかいてあったと思うのですけれども、素案に関してはそうではないということなのですか。私はいろいろな意見が集まり、それで素

案に手を入れるときには、策定委員会なり市民会議にもそういう意見があるのですけれども、どうでしょうか、新しい視点なのですからということでも変わっていくのだと思うのですけれども。変わっていくきっかけとしては新しい視点がある、もしくはもっと重みを入れなければいけない領域があるということで、そこは相談しながらやっていくものなのかなとも思ったのですけれども。

大西委員長

タウンミーティングを踏まえてということでしょうね。我々だけで議論できるのだったら今もできるはずで、これは回数が足りないという問題はあるけれども、しかしそれは余りそれだけを理由にもできないので。その辺は厳密ではないけれども、市民に投げたわけですから。投げたものに対する意見というのを踏まえて、もう一回ここの中で議会提案の案を議論する機会は当然あると思いますよね。一定の責任、素案を実質的に作成した責任があるわけだから。そういう関係だと思えますけれども。

要するに申し上げたような、一応14日というのが一つの節目なので、そこまでちょっと凝縮して議論を詰めたいということですね。

どうぞ。

伊中委員

私がお聞きしたいのは、2月、3月に予定されている実行計画及び重点戦略プランは3月に公表されるという予定で書かれているのですけれども、この重点戦略プランに関する討議というか、私たちの意見というのかかわっていけるのかどうかということをお聞きしたいのですが。私は市議会の基本構想を上程した後は、重点戦略プランの協議に入るのかというふうに理解していたのですけれども。お聞きしたいのです。

瀧崎企画調整課長

その点についてそのプランの具体的な案という形になるかどうか分からないのですけれども、重点施策なり、課題については策定検討委員会、それから市民会議の方でもご議論をいただきたいというふうに思っております。

伊中委員

それはその市議会に上程した後なのですか。

瀧峠企画調整課長

ちょっとそのご議論のしていただき方とか、我々がちょっとどんな資料を出していくかということもございますので、ちょっと時期とかタイミングは少しこれから検討をさせていただきますたいと思いますけれども。

もう一点よろしいでしょうか。先ほど委員長さんの方から基本構想の中に少し事業とはおっしゃらなかったのですけれども、かなり具体的な部分まで含まれるのかというようなお話がございまして、できるだけわかりやすいというような形にするというのが今回の趣旨でございますけれども、一つのイメージとしては、具体の事業をやはり十年間の基本構想ということで、議会の議決も最終的には受けてまいりますので、そういったベースでは、ちょっといわゆる事業ベースのものというのは基本構想という中には議決を受けるというのはちょっと入ってこないのかなというイメージでございますので、ちょっとその辺先ほど行き違いがございましたら、そういう趣旨でございます。

大西委員長

いずれにしても、総合計画というのは基本構想と別にできるわけではないということですね。

瀧峠企画調整課長

基本構想と、それから今回は3年間の実行計画、重点戦略プランを考えてございますので、それ全体を合わせて、仮称ですが総合計画というようなことで考えてございます。

大西委員長

それは、次回でもイメージをもう一回整理して出していただいた方がいいですかね。

よろしいでしょうか。そういう意味で、きょうはちょっと時間が来てしまいましたので、大体この資料3に相当するようなものを次回議論するということです。これよりもっと、どういふものを議論するのですか、今考えているのは。基本構想というのは、大体A4で何ページぐらいのものをつくるのですか。

瀧峠企画調整課長

現在は、2010プランが少しお手元にあるかと思いますが、その前段のページで申しますと、8ページからこれ少し二段組みで字が小さくなっておりますけれども、11ページにかけてが現在の市の基本構想でございます。

大西委員長

いや、そうだけれども、だから14日にその素案が出てくるわけですよね。それはこのくらいのものだということですか。

瀧峠企画調整課長

ちょっと今作業をしておりますので、一枚ものというよりは、もう少しわかりやすい形でできるだけ提出をさせていただきたいと思います。

大西委員長

ということで、このくらい、分量的に言えばこのくらいであれば十分細かいところまで議論ができるかもしれませんけれどもね。

事前に配付してもらえるのですか。当日いきなりというのは、だから案の段階でもいいのだけれども、少し手前を出していただいた方がいきなりそこで見るよりは、一日でも二日でもあった方が読めますからね。それぞれの方のご意見がまとまると思うのですよね。ぜひそういう努力を……。

瀧峠企画調整課長

努力は……。

大西委員長

中途半端なものになっても、その方がいいと。多少……。

瀧峠企画調整課長

ちょっと事務作業的にはかなりきついことではございますが。

大西委員長

きつい、きついけど、しかし議論をしていただいているということを考えれば、問答無用でこれでうんと言えという、それではまずいでしょう。そう言われるとやっぱりやらなければいけないという感じになるでしょう。

瀧峠企画調整課長

頑張ります。

大西委員長

ではぜひファクスで送るとか、いろいろなことを考えて、郵便だとそれでは時間がかかるからファクスでもいいから。

伊中委員

メールでもいい。

大西委員長

メールでもいい。よろしくお願いします。

それでは、市長さん途中でもご発言いただきましたけれども、最後、ちょっとまとめていただいて。

阿部市長

きょうは本当に幅広く深く議論していただき、ありがとうございました。

先ほどご意見がありました、「参加と協働による市民自治のまちづくり」のところの全般に関わることではないかというお話ですね。ですから、条例をつくったりいろいろ制度として、かなり大きな課題が入っていますので、ですから、これは基本政策の実現に向けてということの中にも基本的な部分については、下支えするような形で入ってくるようになるのだらうと思っております。

それから、中村さんがおっしゃった会議の進め方の互選だとか、あるいは座長がまとめるということについては、これは皆さん方がどういうぐあいにお考えになりますか。本当にゼロから議論してみんなやればいいのかですけども、やはりこういう会議も能率的に

仕上げようというところからあらかじめ根回しをやってしまっていて、座長は大西先生とかこういうふうにして、あらかじめ相談をした上で進めるというのが日本の慣習でございますので、それを全部ひっくり返すというのは大変なことではございますが、本当にきちんとやれば一番いいのかもしれませんが、その辺のところはご理解をいただきたいと、そういうぐあいに思っております。

それから議会との関係なのですが、この基本構想の案のところでは議会に1回説明をして、それから始まるということになって、議会に1回出して議会で議論していただいた後になりますと、文章表現を変えるということは非常に難しくなっております。ですから、もちろんこの会で固まったものについては、できるだけそのまま議会にも説明をし、理解してもらおうというやり方をしますが、議会での議論というのは、今度は文字どおり、最終的な決定権限のある方々の議論ですので、大変に重みがあります。タウンミーティングなんかで出てきたものも変えるについては、いろんなそういう議会との関係でどういうぐあいにするかという難しい問題がいろいろ出てくるだろうと思っておりますし、変えるに当たってはこうして議論していただいているわけですから、こんなぐあいに変えるのだというようなご報告はきちんとしていく必要があると思っておりますので、今後ともまたご協力をお願いしたいと思います。

本当にきょうはまた大変ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

大西委員長

ぜひ14日が大事な会議になりますので、事前の資料配付についてはご努力をいただきたいと。では皆さんよろしく申し上げます。

どうもきょうはありがとうございました。